

令和 4 年 9 月 27 日

認可保育園・認定こども園・認可外保育園・放課後児童クラブ  
施設利用保護者 様

八重瀬町長 新垣 安弘  
( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しによる児童福祉施設  
の対応について

平素より、本町の保育行政へのご理解・ご協力を賜り感謝申し上げます。

陽性者の自宅療養期間の短縮が令和 4 年 9 月 7 日より適用されております。期間の短縮以外  
の対応方法に変更はございませんが、以下のとおり、考え方をお知らせしますのでご確認よろ  
しくお願い致します。

#### 【施設内で感染者が出た場合】

施設における濃厚接触者特定作業無し（基本クラス単位で、接触者を確認する）

○無症状者

- ・感染者が出たクラス単位で、PCR 検査受検を保護者へ依頼する（保育 PCR 検査事業の活用  
も考慮）。検査結果（陽性者と最終接触日を 0 日目とし、2 日後に PCR 受検を推奨）が陰性  
と分かりしだい登園再開。（接触者として休んだ期間は保育料等減免）

※既感染者で自宅療養終了日から 1 か月程度経過している場合は検査受検可。

※本検査では PCR 検査のみとし、医療用抗原検査は対象外とする。

- ・PCR 検査を受検できない場合は、陽性者と最終接触日を 0 日目として 5 日間自宅待機を依  
頼。（保育料等減免）

○有症状者→登園／出勤等自粛・医療機関を受診／検査

- ・陽性となった場合は、発症日を 0 日目として 7 日間（無症状の場合は検体採取日を 0 日目と  
して 7 日間 （従来から変更無し））自宅療養（保健所から指示等された期間）。（保育料等減  
免）

また、職員・小学生の児童が無症状の陽性となった場合は、5 日目の医療用抗原検査キット  
で陰性を確認した場合には、6 日目に解除を可能とする。

- ・陰性の場合は、解熱後 24 時間経過後から施設利用再開。（保育料等減免）

#### 【同一世帯で感染者が発生した場合】

- ・濃厚接触者に特定された場合は、当該感染者の発症日（無症状の場合は検体採取日）又は住

居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、5日間自宅待機（保健所から指示等された期間）。（保育料等減免）

- ・職員は5日間自宅待機 or 2・3日目医療用抗原検査キットで陰性確認後、3日目に出勤再開。

#### 【職員・園児本人が罹患した場合】

- ・陽性となった場合は、発症日を0日目として7日間（無症状の場合は検体採取日から7日間 （従来から変更無し））自宅療養（保健所から指示等された期間）。（保育料等減免）  
また、職員・小学生の児童が無症状の陽性となった場合は、5日目の医療用抗原検査キットで陰性を確認した場合には、6日目に解除を可能とする。

#### 【その他連絡事項】

##### 認可保育園等の保育料等減免について

現在、各月の出席簿を保育園より提供していただき、随時減免を行っております。減免方法は、減免計算した翌月以降の保育料に充当しております。

放課後児童クラブ及び認可外保育施設の利用料減免等については、随時実施しております。

具体的な保育料等減免対象期間については、別紙『～新型コロナウイルス感染症予防対策・施設の対応について～』をご参照ください。

新型コロナウイルス感染症に感染または濃厚接触者となった場合は、各利用施設へ報告をお願いします。報告が無い場合は、減免ができませんことがあります。

#### 【今後の留意点】

家庭内に新型コロナウイルスによる濃厚接触者、PCR検査対象者及び体調不良（発熱、咳、鼻水、頭痛、のどの痛みなどの風邪症状）の方（園児・児童含む）がいる場合は、家庭保育のご協力をお願いします。（保育料等減免対象外）

※本通知は、令和4年9月27日時点のものであり、今後、内容の変更もありえますのでご了承下さい。

八重瀬町民生部児童家庭課  
子育て支援班  
TEL：098-998-7163